

応募要領

1. 公募件名

電子インボイスの標準仕様の管理機関運用支援業務（Interoperability テストの支援）

2. 目的及び概要

デジタル庁は、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、Peppol に対応した標準化された電子インボイス（デジタルインボイス）の普及に向けた取組を行っている。その一環として、令和3年9月より OpenPeppol の会員となり、日本の管理局としての業務を開始している。

管理局業務には、OpenPeppol の各委員会等への参画のほか、日本のデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT（仮称））の策定・運用・更新、日本国内のサービスプロバイダーの認定・管理等があり、認定については今夏を目途にその手続を開始する予定である。

デジタル庁は、日本の管理局として、デジタルインボイスを普及させるため、管理局業務を円滑に行うことが求められており、そのために必要な体制や環境等を整備する必要がある。

デジタル庁としては、日本国内のサービスプロバイダーの認定に際し、求められる管理局業務を的確かつ円滑に遂行するため、JP PINT の取扱に精通し、本件契約期間の間、Peppol Certified Service Provider としての有効な資格を有し、Peppol サービスを提供することが可能であり、その提供する Peppol サービスを本件業務の専用（日本の Peppol 管理局として、デジタル庁が指定する者以外に対し、それを提供しない）とすることができ、デジタル庁の指示や意向等に従って、効果的かつ機動的な活動を行うことができる Peppol Certified Service Provider に対し、管理局業務の一部（Interoperability テスト（※）の実施）についての支援を委託するものである。

（※）Interoperability テストとは、Peppol ネットワークにおいて、JP PINT に対応した電子インボイスのやり取りをテストすること。

3. 公募期間

令和4年5月9日から令和4年5月23日12時

4. 契約形態等

請負契約。

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格

- 付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
- ① 契約の相手方として不適当な者
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 上記（1）～（6）の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

JP PINT の取扱に精通し、本業務の契約期間の間、以下のいずれの要件も満たすこと。

- (1) Peppol Certified Service Provider としての有効な資格を有していること。
- (2) Peppol サービス（※）を提供することが可能であること。
- (3) その提供する Peppol サービスを本業務の専用（デジタル庁が指定する者以外に対し、それを提供しない）とすること。

（※）Peppol サービスとは、Peppol Certified Service Provider によって提供されるサービスであって、Peppol Service Provider Agreement と Peppol Interoperability Framework を遵守するもの。

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 提案書
様式は、任意とする。以下の要素を含めること。
 - ① 本業務の具体的な実施方法
 - ② 本業務の実施体制
- (5) 6. 応募条件（1）（2）（3）を満たすことを証明する書類等
- (6) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年5月23日（月）12時必着
- (2) 提出先
デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：戸嶋）
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町20階
電話：03-6771-8028（直通） 070-7416-9924（代表）
※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。
E-mail：keiyaku@digital.go.jp
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ先
デジタル庁国民向けサービスグループ電子インボイス班（担当：大橋）
電話：03-6891-0795（直通）
E-mail：SP-Peppol@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

- (1) 契約相手方の決定方法
本件の要件を満たす事業者が一者の場合、日本における電子インボイス・デジタルインボイスの普及及びそれを通じた事業者のバックオフィス業務の効率化・生産性の向上、社会全体のデジタル化に影響が及ぶことがないよう、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争入札へと移行する。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果については、令和4年5月31日（火）までに、提案者に対して、電子インボイス班より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

11. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。